

「開発途上国のファミリービジネス」研究会(主査:星野妙子)

第4回研究会 議事録

- ・ 日時 平成14年 8月9日 15時~18時
- ・ 場所 アジア経済研究所 C22 会議室
- ・ 出席者(敬称略) (内部)星野妙子、北野浩一、坂口安紀、川上桃子、
安部誠、近田亮平、荒神衣美
(外部)小池洋一、末廣昭
- 欠席者 竹内恒理、佐藤百合、東茂樹、渡邊真理子
- ・ 配布資料
 - ・ 「ファミリー・ビジネスの支配的家族・基本データ」(星野主査)
 - ・ 「ブラジルのファミリー・ビジネス」(小池委員)
 - ・ 「ブラジルの企業と家族」(同上)

・ 議題1. 資料集に関して

報告: 星野主査

(議論)

- ・ 形式は書き下し方式
- ・ 少なくとも創設者・現総帥のデータを入れる
- ・ 企業データは入手可能な最新のもの

課題2. ブラジルのファミリービジネス

報告: 小池委員

(報告要旨)

ブラジルの企業・企業グループに関する情報は近年質の低下が著しい。現在最も良質とされているのは、株式公開目論見書である。系譜は企業・個人に個別に当たる必要がある。会社形態は、有限会社の比率が大きく、株式会社でも非公開・非上場が多い。

株式会社の機関は、経営審議会(監査会)が会社業務の一般方針、取締役の任命、解任、その他の権限の決定、取締役の業務監査、総会の招集、契約などの事前説明権限を有する。取締役会は会社を代表する権限をもち、日常業務の執行を行う。経営審議会は、株主総会によって選任されるブラジル居住の最低3名の株主から構成され、取締役会は、経営審議会により選任され最低2名で構成される。

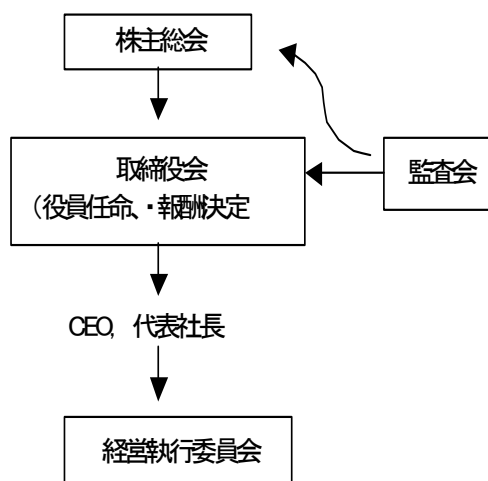
ブラジルにおける会社所有は、ファミリーが基本であるが、経営では専門経営者の重要性が増している。所有構造はファミリー-上位の持株会社-中核会社兼持株会社-一般事業会社となっている。ファミリー支配が主であるのは、社会における信用の不足、資本市場が未発達、不活発な直接金融、3分の2まで優先株発行を認める株式会社法、軽工業中心の活動分野、などがその要因である。

会社支配のファミリーでの継承には、血縁だけでなく、代父制度、婚姻による家族の

擬制・拡大がなされる。会社支配継承には様々な形態があるが、長子相続が主、他の兄弟は部分的に参加することが多い。全てのケースで専門経営者は存在するが、とくに家族・同族による共同支配や、家族所有の株式を財団に寄贈して専門経営者に会社支配権を委ねる場合にその役割は大きい。

(議論)

ブラジルの株式会社の機関について



ブラジルの株式会社の機関は、左図にみられるような米国などの仕組みとは幾分異なっている。歴史的に形成されてきた経緯があり、各国の制度の違いに留意する必要がある。

相続について

家産 (patrimonio familiar) には株式は入らない。原則的には均分相続である。メキシコに見られるような株式の銀行への信託財団はない。

データのアベイラビリティ

企業家のデータとして伝記はあまり利用できない。株式発行目論見書は情報公開がすすんで、ネットでも利用できるようになり有用。

企業の類型化

下表のような類型化を行うことにより、家族支配が独立したカテゴリーとして成立するか否かを見る必要。

	資金調達	経営者
家族支配	内部留保 + 金融	家族
番頭支配	機関 + 公的資金	番頭
従業員支配	銀行	内部昇進
株主支配	株式市場	専門経営者

* 企業目的、企業統治に関しては分類留保

オーナー企業といっても、実は従業員や株主支配の要素も含むハイブリットのケースがある。これは、家族支配が終わり、従業員支配、株主支配へと移行する過渡期とみなすか否か、がポイントとなる。

上記の類型は主に米国、日本をモデルとしており今後ヨーロッパの企業も視野に入れて分析する必要がある。

． 次回予定

日時 9月29日(土)

議題： 「チリのファミリー・ビジネス」